

小児慢性特定疾病医療費と福祉医療費の併用

受給者証に記載された疾病の医療費については、指定医療機関での自己負担額を、「自己負担上限額管理票」に記入・管理してください。上限額に達した後は、その月の徴収はできません。

福祉医療との併用は可能ですが、「自己負担上限額管理票」には、必ず、併用前の金額を記入してください。(併用後の徴収額を記入すると、その後に利用した指定医療機関で、まだ上限額に達していないと判断され、誤って医療費が徴収される場合があるため。)

■ 自己負担上限額管理票の記載例 (福祉医療の併用なし)

自己負担上限額管理票 (1)
月額自己負担上限額 5,000 円

月日	指定医療機関名	医療費総額 (10割) 自己負担額	自己負担 累積額	印
11/4	〇〇訪問看護ステーション (10月分)	55,000 5,000	5,000	印
11/6	□□薬局	5,000 1,000	1,000	印
11/8	〇〇病院	10,000 2,000	3,000	印
11/9	〇〇病院	20,000 2,000	5,000	印
11/10	△△薬局	10,000	/	
11/12	〇〇病院	70,000	/	
12/3	△△薬局	5,000 1,000	1,000	印

- ・月日：医療費を徴収した月日を記入します。
- ・訪問看護等で翌月徴収の場合、「指定医療機関名」欄に、医療の提供月 (〇月分) を記入してください。
- ・上限額 5,000 円に達するまで、医療費を徴収します。
- ・徴収する都度、徴収額を「自己負担額」欄に記入し、確認のため「印」欄に押印してください。
- ※自己負担累積額が、上限額に達したら赤字で記入し、その月はそれ以上の医療費の徴収はありません。
- ※「医療費総額 (10割)」欄は、「高額 かつ 長期」等の確認のため、上限額に達した後も医療費総額の累計が 5 万円になるまで記入し、他の欄は斜線してください。

例) 11月分の記入 (11/6~11/12 まで必要)
自己負担上限額 : 11/6~11/9 で 5,000 円に到達
医療費総額累計 : 11/6~11/12 で 5 万円に到達

■ 自己負担上限額管理票の記載例 (福祉医療を併用)

福祉医療費の助成は、「重度心身障害者医療」「乳幼児等医療」等ありますが、市町によって要件 (金額、回数、年齢や所得制限等) が違いますのでご注意ください。

自己負担上限額管理票 (1)
月額自己負担上限額 5,000 円

月日	指定医療機関名	医療費総額 (10割) 自己負担額	自己負担 累積額	印
11/4	〇〇訪問看護ステーション (10月分)	55,000 5,000	5,000	印
11/6	□□薬局	5,000 1,000	1,000	印
11/8	〇〇病院	10,000 2,000	3,000	印
11/9	〇〇病院	20,000 2,000	5,000	印
11/10	△△薬局	10,000	/	
11/12	〇〇病院	70,000	/	
12/3	△△薬局	5,000 1,000	1,000	印

- ・福祉医療を併用の場合、上限額 5,000 円に達するまで実際の徴収額は、福祉医療の自己負担額になります。
- ・福祉医療によっては徴収額 0 円の場合もありますが、「医療費総額 (10割)」「自己負担額」「自己負担累積額」欄には、福祉医療を併用する前の金額を記入し、確認印は「自己負担額」欄に押印してください。
- ※自己負担累積額が、上限額に達したら赤字で記入し、その月はそれ以上の医療費の徴収はありません。
- ※ただし、上限額に達した後も、医療費総額累計が 5 万円になるまで「医療費総額 (10割)」欄に記入し、他の欄は斜線してください。

例) A市 重度心身障害者医療 (通院時の自己負担 200 円)、医療費 3 割負担、上限額 5,000 円 の場合
11/8 : 医療費総額 10,000 円 - 医療保険 (7 割負担 7,000 円) - 小慢 (1 割負担 1,000 円) = 自己負担額 2,000 円
 ● 福祉医療を併用 : 自己負担分 2,000 円 - 重度心身障害者医療 (1,800 円) = 実際の徴収額 200 円